

雇われる側も労働法の知識を持とう

第3回労働法セミナー開催



講師の下村健治氏

1月19日盛岡市大通りのリリオにて、若年者(44歳以下)を対象とした労働法(労働者保護法)のセミナーを開催しました(きゃりあさぽーと盛岡主催・ジョブカフェいわて共催 講師:盛岡労働基準監督署労働基準監督官 下村健治氏)。労働基準法・労働契約法についての説明、自分の労働条件に疑問を感じた時の相談窓口、労使間のトラブル事例など約90分間の講義の後、質疑応答、ジョブカフェいわて担当者からの利用案内があり、盛況のうちに終了しました。



なぜ労働法を知る必要があるのか？

本来、労働法は雇用主側の人間が知っておくべきもので、雇われる側は知らなくても支障はないはずのものです。しかし、実際には労働法を守らない雇用主は相当数あるため、雇用主側が労働法に違反した(労働者の権利が侵害された)時に、雇われる側が労働法を知らないと、権利が侵害されたことに気づくことができません。

そこで労働者自身も法律を知っておくことが大切なのです。

自分の労働条件に疑問を感じたら

お近くの労働基準監督署へ問い合わせを！電話・匿名でも構いません。変だなあと思うレベルでOK。2,3か月給与不払いがあっても「もう少し待ってくれ」と言われ働き続ける人も。我慢強い岩手の県民性でしょうか。最低限のルールを知り、条件をよく確認したうえで働きましょう。

参加者の声

賃金不払い 自分を守るためにも、知っておくことは大切だと気づきました。

サービス残業 知らない事がたくさんあり、とても勉強になりました。

わかりやすい説明で、今後の求職活動の参考にしたいです。

労働基準監督署の方からお話を伺う機会はなかなかないので、有意義でした。

もっと早く知っていれば良かったです。

労働契約法 知識を身につけることの重要性を感じました。

もう少し長い時間でも良かった。

これまで勤務した会社も、結構グレーな所があったと感じた。

有給休暇?

最低賃金

パワハラ



セミナー風景 1月



若年者対象の面接セミナーは少人数で行います。



グループごとにわいわいと話し合いが続きます。



他の人の話を聴くことも自己理解につながります。



きゃりあさぽーと盛岡

盛岡市菜園1-12-18

盛岡菜園センタービル2F

電話 019-908-2060